No.11

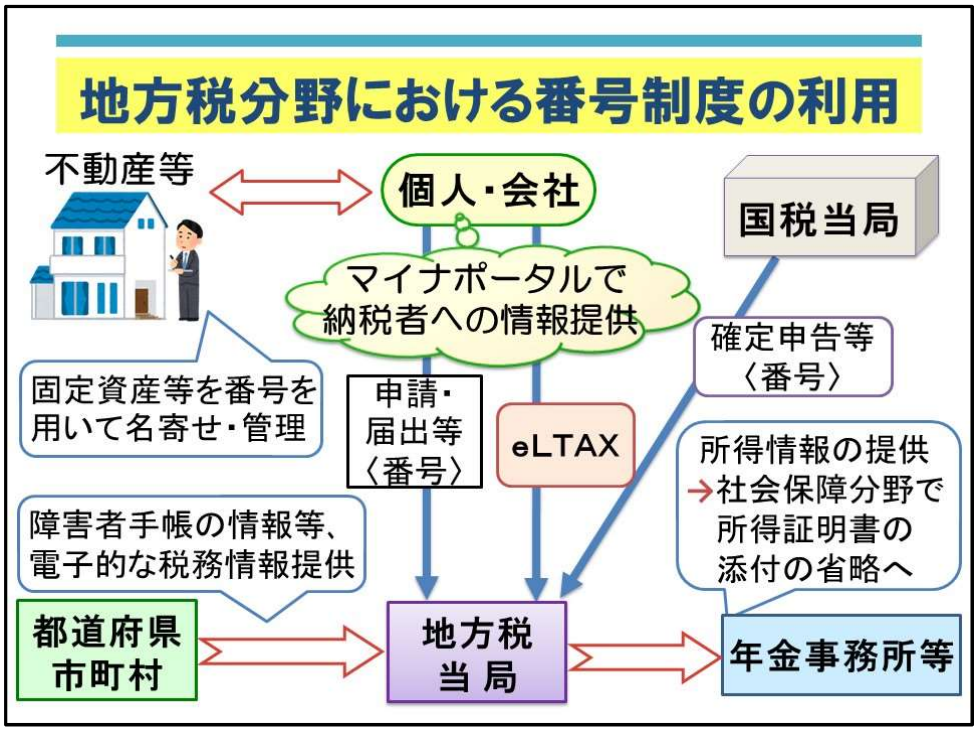

研究員の論文 または参考文献等
石丸 美枝 山下 潤一郎 総務省ホームページ

No.12

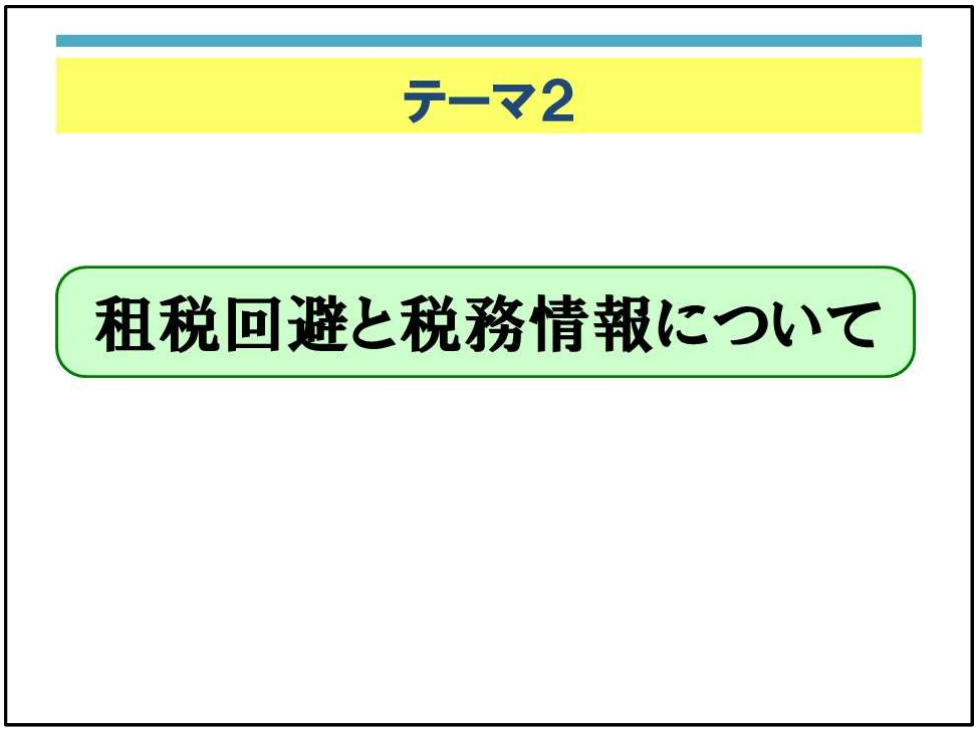

No.13

研究員の論文または参考文献等
猿山 良人

No.14

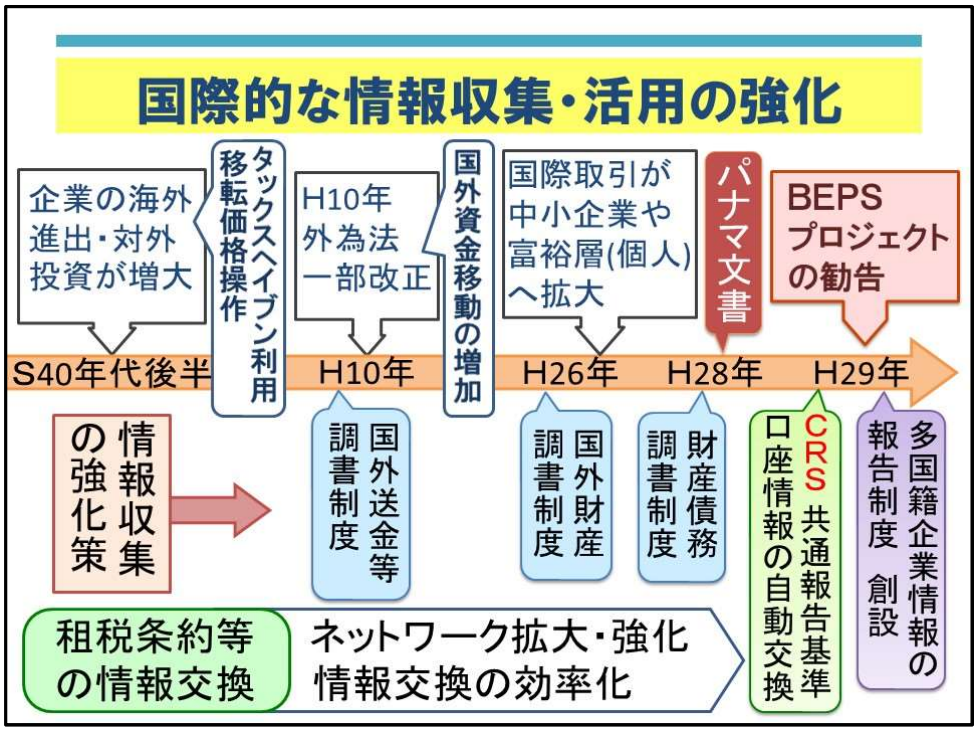

研究員の論文または参考文献等
菅野 宰子 望月　茂 国税庁ホームページ 「国際戦略トータルプラン」

No.15　国税庁「国際戦略トータルプラン」（平成28年10月）より引用

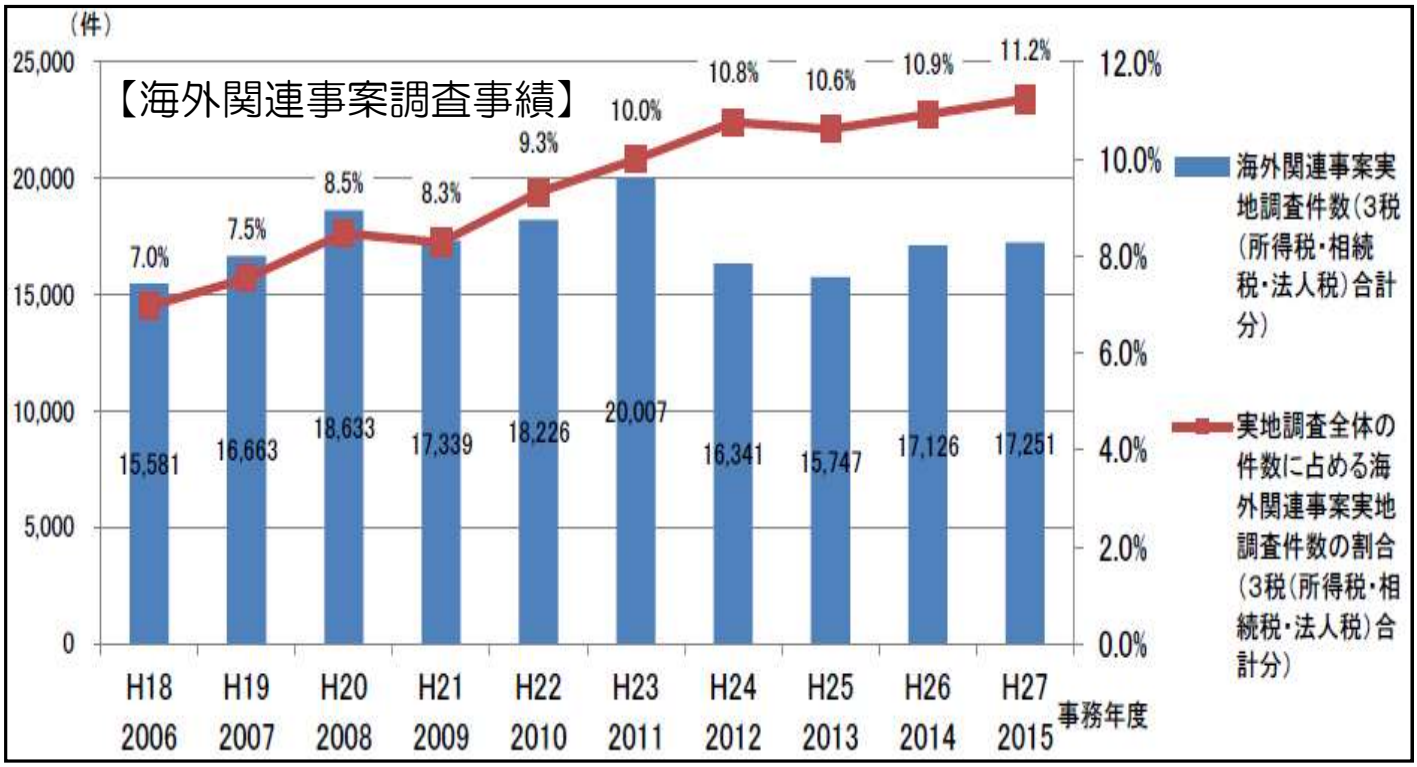

No.16

アンケート ④

租税情報の収集強化の流れについてどう考えますか？

1. 現状制度で十分、これ以上は不要
2. 収集強化策を一層進める必要がある
3. 現行の収集強化策を見直すべき

アンケート結果の発表をお楽しみに!

皆様にご回答いただいたアンケートは、即日集計して結果を発表致します。

No.17

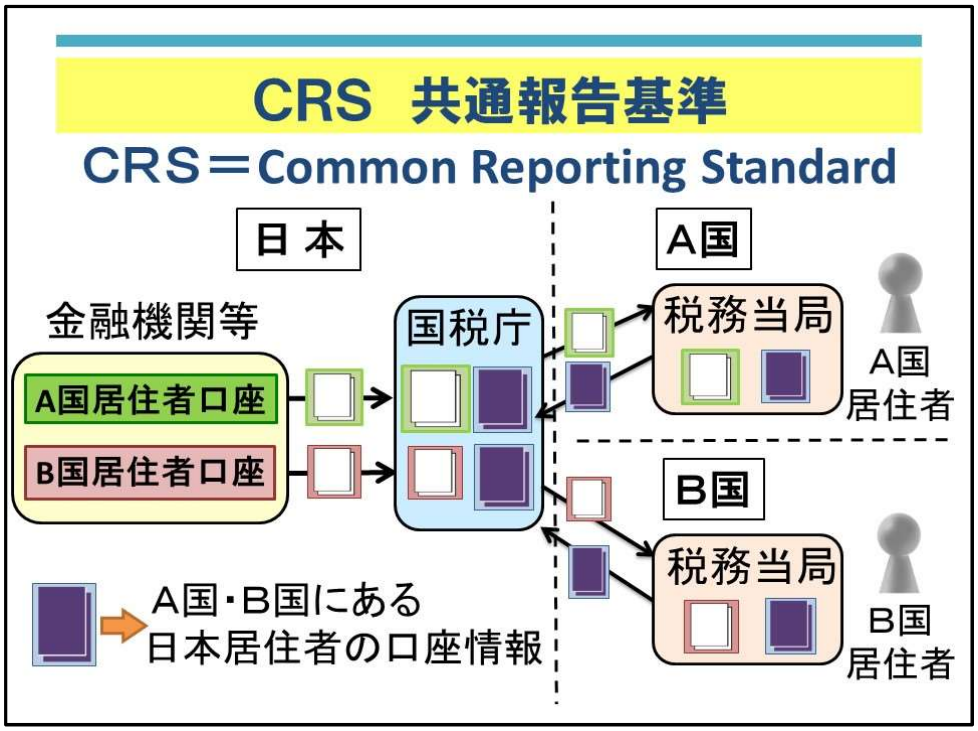

研究員の論文 または参考文献等
長沼　早苗 宮岡　慶浩 渡邉　信子 渡辺　美由紀 国税庁「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度の導入について」の図を加筆利用

No.18

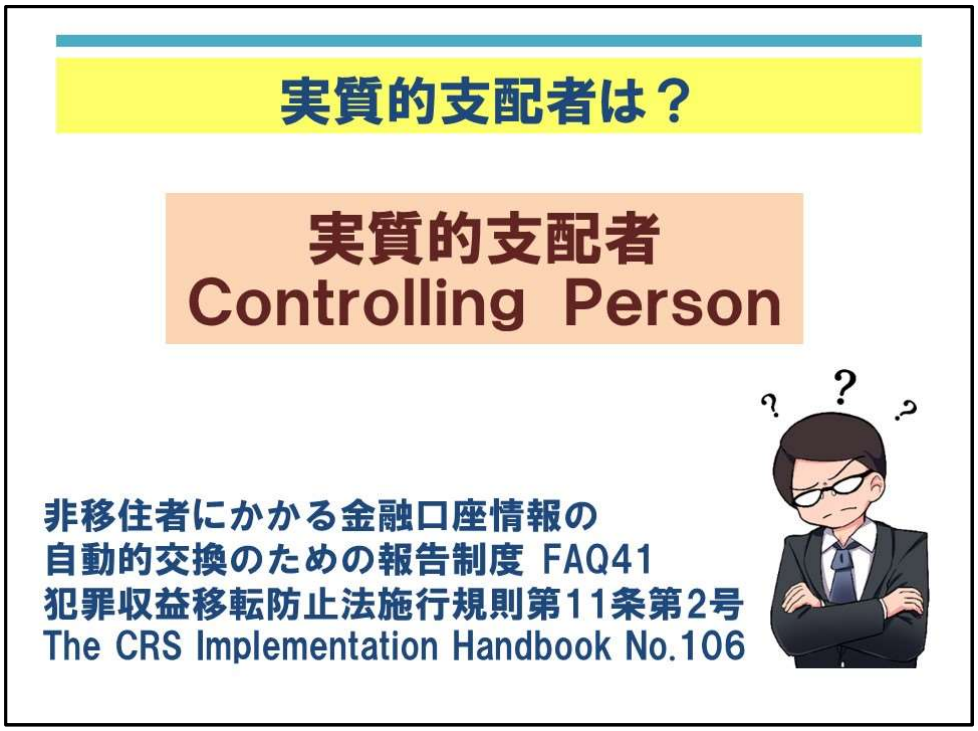

研究員の論文 または参考文献等
細沼 幸央 渡邉 信子 渡辺 美由紀

No.19

BEPS

＝Base Erosion and Profit Shifting
税源浸食と利益の移転

↑

問題解決のため
2013年 OECD・G20が15項目の行動計画公表
2015年 最終報告書公表

研究員の論文または参考文献等
渡辺 美由紀

No.20 税制調査会 国際ディスカッショングループ 第７回会議資料より

「ＢＥＰＳプロジェクト」の３本柱

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）所で税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築

〔**実質性**〕企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ間取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上

〔**透明性**〕例えば、グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みの構築等

C. 企業の不確実性の排除

〔**予見可能性**〕租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築すると共に、ＢＥＰＳプロジェクトの迅速な実施を確保

No.21

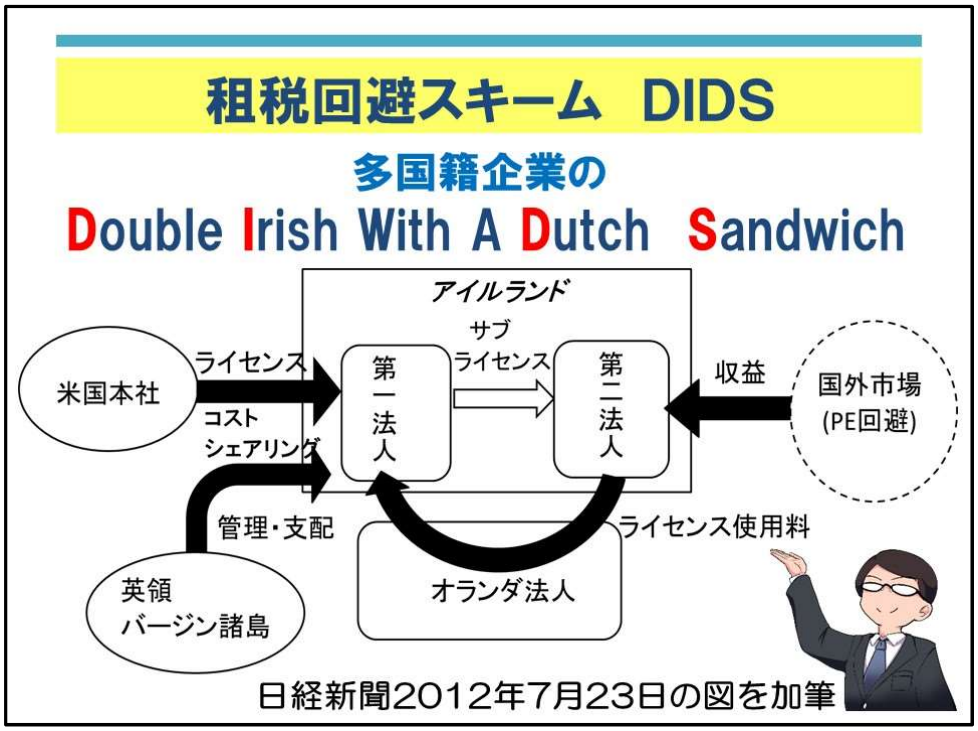

研究員の論文 または参考文献等
渡辺 美由紀 日本経済新聞 2012年7月23日付の 図を加筆利用

No.22

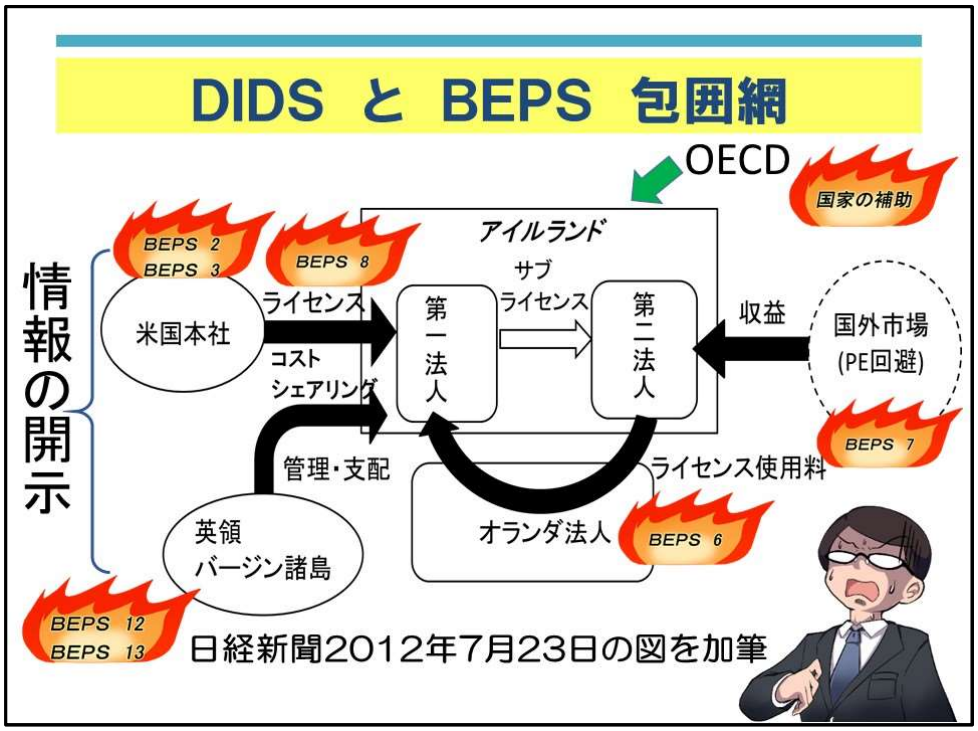

研究員の論文 または参考文献等
渡辺 美由紀 日本経済新聞 2012年7月23日付の 図を加筆利用

No.23

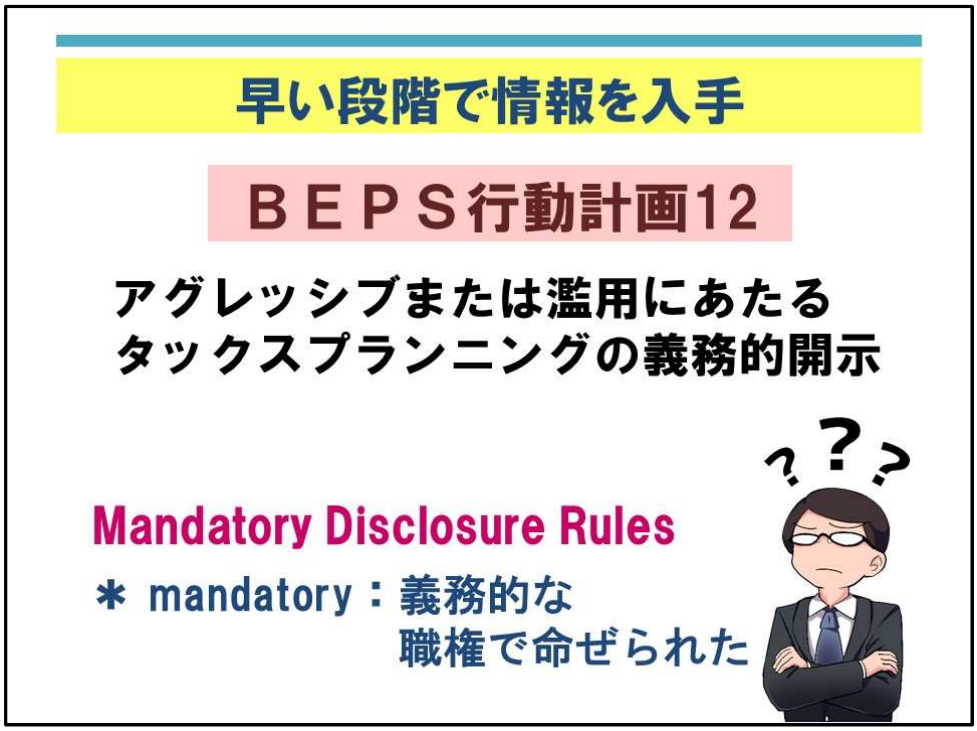

研究員の論文 または参考文献等
村田 一晃 渡辺 美由紀

No.24

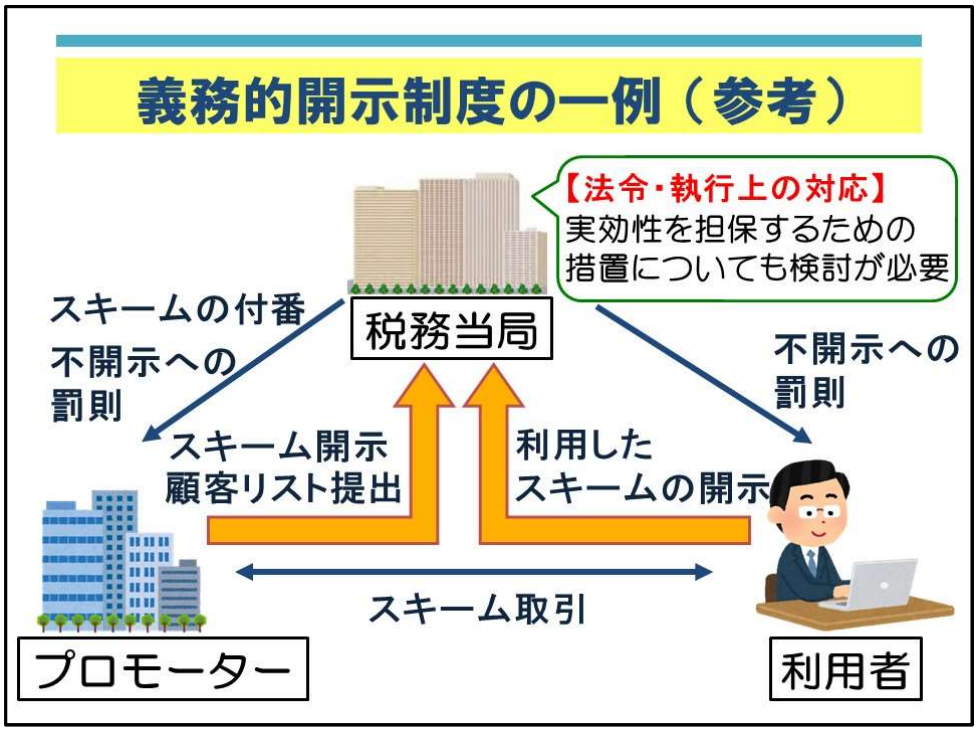

研究員の論文 または参考文献等
第５回税制調査会 2016年10月25日 会議資料より作成

No.25　各国の義務的開示制度（参考）

第5回税制調査会（2016年10月25日）会議資料より

関東信越税理士会

	アメリカ	イギリス	カナダ
開示対象税目	所得税（個人、法人）、遺産・相続税、その他の連邦税	所得税、法人税、譲渡収益税、土地印紙税、相続税等	所得税（個人、法人）
開示義務者	プロモーター及び納税者 ※一定以上の収入を得るプロモーターに限る	プロモーター又は納税者 ※プロモーターが国外にいる等の場合に、納税者に開示義務が課される	プロモーター及び納税者
開示対象取決め	以下の基準のいずれかに該当する取決め ・税務当局が指定した取決め ・守秘義務を伴う取決め ・契約上の保護を伴う取決め ・損失を生み出す取決め ・税務当局が関心を有する取決め	以下の3つの一般基準又は4つの特別基準に該当する取決め 〇一般基準 ・守秘義務を伴う取決め ・成功報酬を伴う取決め ・標準化された取決め 〇特別基準 ・損失を生み出す取決め ・リースに関連する取決め ・給与所得に関する取決め ・居住用不動産税に関する取決め	以下の3つの基準のうち、2つ以上に該当する租税回避取決め ・成功報酬を伴う取決め ・守秘義務を伴う取決め ・契約上の保護を伴う取決め ※租税回避取決めとは、税務上の利益を発生する取決めであり、税務上の利益以外に合理的な組成理由のない取決めをいう
開示手続	・プロモーターは、開示義務者になった暦年四半期末の翌月末までに税務当局にプロモーター登録書を提出する ・プロモーターは、税務当局が付番する9桁の取決め番号を納税者に通知する ・納税者は、税務申告書に利用した取決めの取決め番号を記載する ・プロモーターは、顧客リストを作成し、税務当局から要請があった日から20営業日以内に提出する	・プロモーターは、取決めが納税者に利用可能となった日から5日以内に、税務当局に開示する ・プロモーターは、税務当局が付番する9桁の取決め番号を納税者に通知する ・プロモーターは、四半期に一度、取決めを利用した納税者リストを税務当局に開示する ・納税者は、利用した取決めの取決め番号を開示する	・開示対象取決めが利用可能となった日の翌年6月末までに税務当局に開示する ※開示義務者が2人以上いる場合、1人が完全かつ正確に開示を行った場合、他の者は開示義務を免れる ※取決め番号は付番されない
開示の効果	・開示によって取決めが適法であると認められるわけではない。	・開示によって取決めが適法であると認められるわけではない。	・開示によって取決めが適法であると認められるわけではない。
罰則	・不開示に対し、各種の罰金あり （・不開示は取決めの効力に影響しない）	・不開示に対し、各種の罰金あり （・不開示は取決めの効力に影響しない）	・不開示に対し、各種の罰金/更正期間延長あり ・不開示の間、取決めの効力は否認

No.26

情報収集の強化策は必要？①

BEPS12に倣って、日本でも
義務的情報開示ルールを導入すべきか？

賛 成
過度な租税回避の情報を当局が入手する手立てを！

VS

反 対
これ以上の情報収集強化策は納税者負担を考えたら…

No.27

情報収集の強化策は必要？②

日本国内においても税務情報の収集は
強化に向かうのか？

- 法定調書
- 財産債務調書制度
- マイナンバーによる預貯金等の紐づけ
- リーク文書
- 法定外資料

No.28

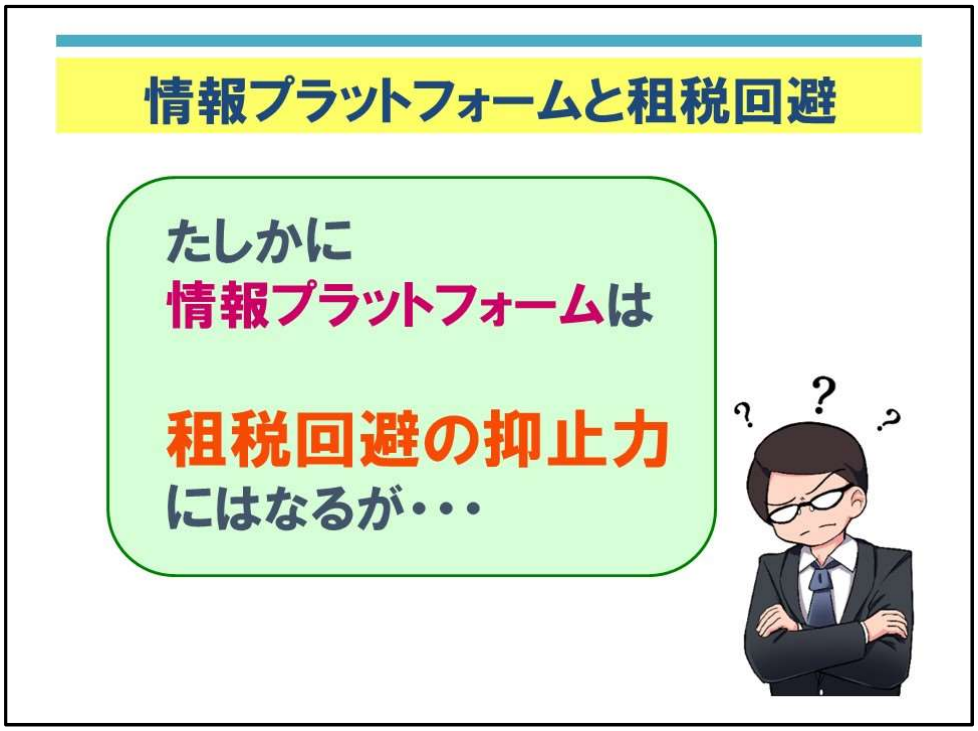

研究員の論文 または参考文献等
渡辺 美由紀

No.29

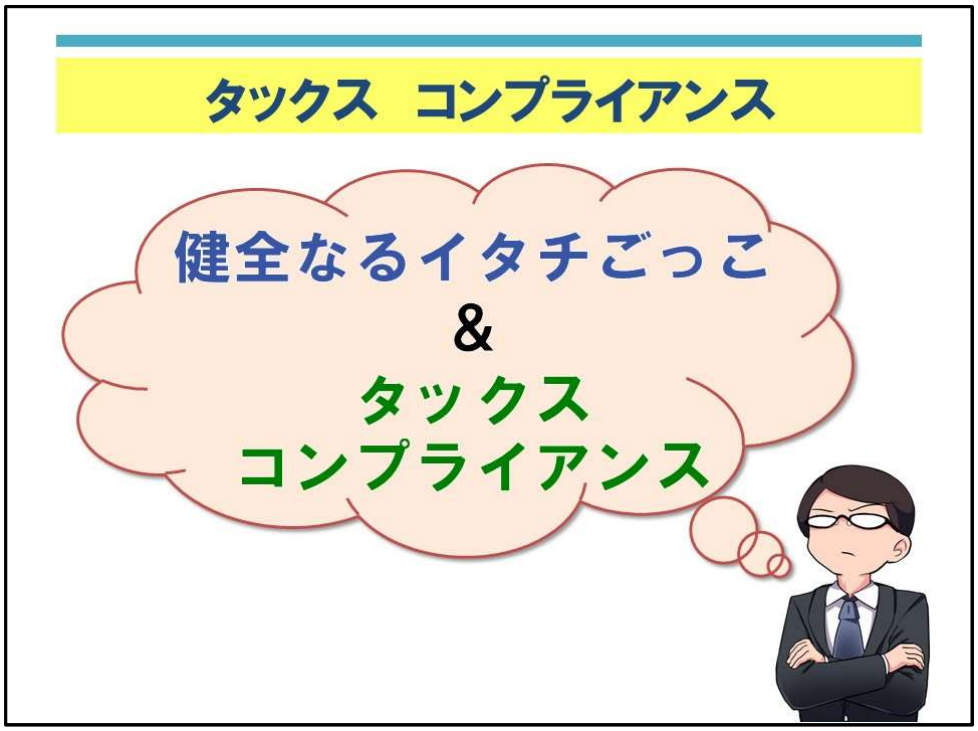

研究員の論文 または参考文献等
長沼 早苗 渡辺 美由紀
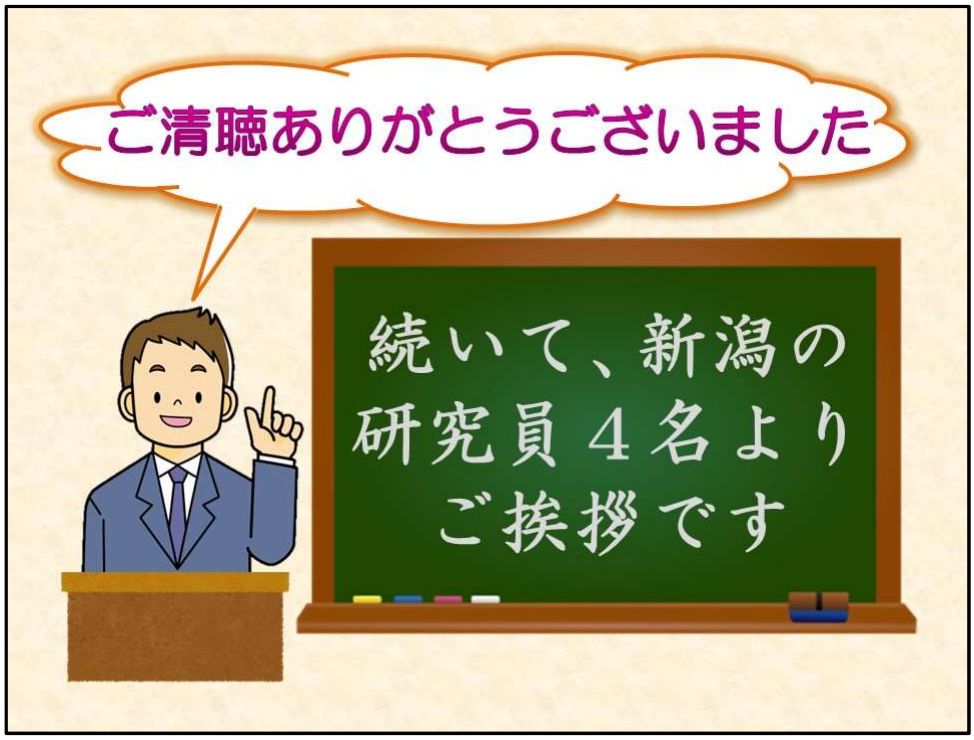
No.30